

沖縄県教育情報化推進計画

- 平成24年度～平成28年度 -



平成24年3月

沖縄県教育委員会

目 次

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び方針	1
2 計画の期間	1
3 計画の進行管理	1

II 学校教育分野

1 情報化の目的	2
2 施策の展開	
(1) 教科指導における I C T の活用促進	3
(2) 情報教育の体系的な推進	4
(3) 情報モラル教育の推進	5
(4) 校務の情報化の推進	7
(5) 教員の I C T 活用指導力の向上	9
(6) 学校における I C T 環境整備	11
(7) へき地教育における情報化の推進	14
(8) 特別支援教育における情報化の推進	16
(9) 本県情報産業を担う人材育成の方策推進	17
(10) 教育委員会・学校における情報化の推進体制の強化	19

III 社会教育分野

1 情報化の目的	22
2 施策の展開	
(1) 生涯学習情報提供の充実	23
(2) 図書館の利用に係る利便性の向上	24
(3) 文化財情報提供の推進	25
(4) 埋蔵文化財情報提供の充実	26
(5) 情報化の進展に伴う課題への対応	27

IV	教育行政分野	
1	情報化の目的	28
2	施策の展開	
(1)	情報セキュリティ対策の向上	29
(2)	情報化推進体制の整備	30
(3)	業務の効率化・高度化のためのICT利活用	31
V	情報化推進計画表	34
- 資料 -		
	○沖縄県教育委員会における各種システムの相関図	38

I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び方針

「沖縄県教育情報化推進計画（平成24年度～平成28年度）」（以下、「本計画」という。）は、「沖縄県教育情報化基本計画（平成24年度～平成33年度）」を具体的に推進するため、平成24年度～平成28年度までの進行管理を行うアクションプランである。

本計画では、「沖縄県教育情報化基本計画（平成24年度～平成33年度）」で、学校教育分野、社会教育分野、教育行政分野ごとに示されている施策の基本方向に基づき、取り組むべき内容及び目標を示す。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

3 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、進捗状況や目標の達成状況について継続的に点検を行い、その円滑な推進に努める。

情報通信技術（以下、「ICT*1」という。）の分野は、技術の進歩が目覚しく、教育の情報化を推進するにあたっては、取組み内容が時代の進展に即し、より効果的・効率的なものになるよう留意する必要がある。本計画については、国の動向や情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。

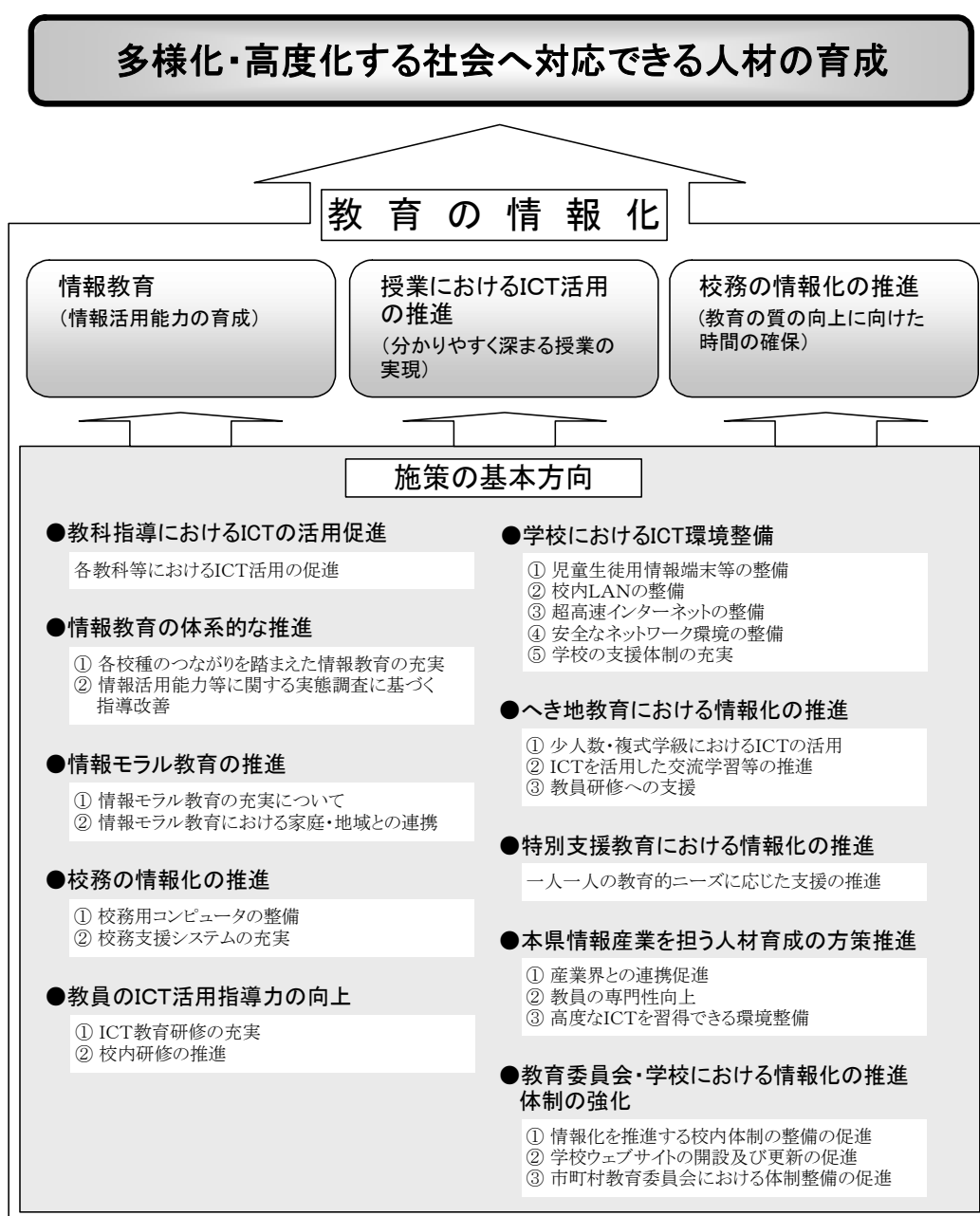
*1 Information and Communication Technologyの略で、「情報通信技術」や「情報コミュニケーション技術」と訳される。IT（Information Technology）とほぼ同様の意味で用いられる。

II 学校教育分野

1 情報化の目的

教科等におけるICT活用を推進し、分かりやすく深まる授業を実現するとともに、情報教育の充実により情報活用能力を育成し、「多様化・高度化する社会の変化へ対応できる人材の育成」を目指す。さらに、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、教育の質を向上させるため、校務の情報化を推進する。

学校教育分野における取組みの概念図



2 施策の展開

(1) 教科指導におけるICTの活用促進

学習指導要領では、教科指導におけるICT活用の充実を求めている。教員及び児童生徒の双方での活用により、学習目標を効果的に達成するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合（％）	74.5	100

① 各教科等におけるICT活用の促進

【取組み内容】

- 1) 教科指導におけるICT活用を促進するために、ICTの効果的な活用方法について情報収集・提供を行う。
- 2) 「教育情報共有システム」に蓄積されている教育用コンテンツ*2のさらなる充実及び活用の促進を図る。
- 3) デジタル教科書、情報端末等の授業での活用に関する先進的な取組み事例について情報収集を行う。
- 4) 効果的なICT活用を目指し、各教科・科目の年間指導計画に指導のねらいに沿ったICT活用の方法を盛り込む。
- 5) 各教科等におけるICTの活用状況を把握・分析することにより課題を明確にし、施策の改善を図っていく。

- 1) 教科指導におけるICT活用を促進するため、①学習指導の準備と評価のための教員によるICT活用、②授業での教員によるICT活用、③児童生徒によるICT活用、の3つ観点から、効果的な活用に関する情報の収集・提供を行う。
- 2) IT教育センター*3では、4万点以上の教育用コンテンツを蓄積した「教育情報共有システム」を管理・運営しており、研修等の機会を利用し、本シ

*2 コンテンツとは、内容物、中身、書籍の目次や、インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報のこと。デジタルコンテンツといった場合には、デジタル化された情報に係るコンテンツを指す。

*3 県立総合教育センターには、教育の情報化に関する分野を所掌する「IT教育班」が設置されており、本県の県立学校のネットワークの集約、一括管理を行い、県内各学校への教育支援を行うためのネットワークシステムを運用する等、教育の情報化におけるセンター的役割を担っている。沖縄県立教育機関組織規則において、IT教育班（IT教育センター）と明記されている。

システムの周知に努めるとともに、保有する教育用コンテンツのさらなる充実、システムの操作性や閲覧性等の向上を図り、授業におけるICT活用を促進する。

- 3) デジタル教科書については、教員用のデジタル教科書と児童生徒が個々の情報端末で学習するための学習者用デジタル教科書に大別される。「教育の情報化ビジョン」（平成23年4月：文部科学省）では、学校種、発達の段階、教科に応じた教育効果や指導方法、必要な機能の選定、障害のある子どもへの対応等について、実証研究等による検討の必要性を述べており、さらに、実証研究等の状況を踏まえつつ、学習者用デジタル教科書の位置付け、デジタル教材との区分、教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度等について検討の必要があるとしている。

デジタル教科書に係る国の動向を注視し、デジタル教科書、情報端末等の授業での活用に関する先進的な取組み事例について情報収集を行っていく。

- 4) 教科指導におけるICT活用を推進するために、各学校において、各教科・科目の年間指導計画に、指導のねらいに沿ったICT活用の方法を盛り込むよう、取組みを促していく。
- 5) 教科指導におけるICT活用の促進を効果的に進めるため、活用状況を把握するための調査を行い、その結果から課題を明らかにし、施策にフィードバックさせていく。

（２）情報教育の体系的な推進

情報教育の体系的な推進は、本県児童生徒の情報活用能力の育成を目的としている。情報活用能力の育成は、各教科指導におけるICT活用とも関連してくるため、発達段階ごとの到達目標に基づき、学校全体で体系的に取り組むとともに、小学校、中学校及び高等学校の各段階のつながりや重点化する学習活動を明確にする必要がある。

また、校内の情報化にあたっては、目的、組織体制、取組みの内容等を示した校内情報化推進計画を策定し、全職員の共通理解のもと、進めていくことが望まれる。情報教育の体系的な推進についても、校内情報化推進計画に盛り込む等、組織的な取組みを促進する必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
情報教育の体系的な指導に係る方針を校内情報化推進計画に示している学校の割合（％）	-	100

① 各校種のつながりを踏まえた情報教育の充実

【取組み内容】

- 1) 小学校、中学校、高等学校の各発達段階で期待される情報活用能力に関する指導事例等について収集・提供を行う。
- 2) 校内情報化推進計画に情報教育の取組みを盛り込み、情報教育の着実な実施を図る。

- 1) 情報教育の充実に向け、「教育の情報化に関する手引」（平成22年10月：文部科学省）において示された、小学校、中学校、高等学校の各発達段階において期待される情報活用能力やこれを身に付けさせるための指導事例等について学校現場へ分かりやすい方法で一層の周知を図るとともに、学校現場で展開された好事例等の情報収集・提供に努める。
- 2) 各発達段階において期待される情報活用能力を踏まえ、校内情報化推進計画に情報教育の取組みを盛り込み、着実な実施を図るよう、各学校への取組みを促す。

② 情報活用能力等に関する実態調査に基づく指導改善

【取組み内容】

児童生徒の情報活用能力について実態把握及び課題分析を行い、その結果を情報教育等の取組みに反映させるマネジメントサイクルを確立する。

児童生徒の情報活用能力の実態把握については、全県的に統一した指標に基づく調査は行われておらず、実施に向けて、「評価規準の策定」、「調査様式の作成」、「調査の実施」の手順で取組みを進めていく必要がある。情報教育に係る施策の改善・充実に向け、実態調査を実施し、結果の分析に基づいて施策の計画、実施、評価、見直しを行う「マネジメントサイクル」の確立を図る。

(3) 情報モラル^{*4}教育の推進

情報化が急速に進展する中で、情報化の「影」の部分をも十分に理解した上で、情報社会に積極的に参画する態度を育てることは、今後ますます重要になる。

情報モラル教育は、発達段階に応じ体系的に進めるとともに、各教科の指導内容に関連して実施する必要がある。その推進に向けては、学校の方針を校内情報化推

*4 情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を意味する。

進計画に盛り込む等、学校全体での取組みを促していく必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
情報モラル教育に係る方針・重点項目等を校内情報化推進計画に示している学校の割合（％）	-	100

① 情報モラル教育の充実について

【取組み内容】

- 1) 情報モラルに関する教員の指導力向上を図るため、情報モラル教育に関する研修の充実を図る。
- 2) 学校の実態に応じた情報モラル教育を校内情報化推進計画に盛り込み、確実な実施を図る。

- 1) インターネットサービスは絶えず進展を続けており、情報モラル教育においては、時宜を得た内容も必要となる。そのため、研修の継続実施が必要であり、内容についてはさらなる充実を図っていく。

情報モラル教育では、各教科における指導内容に関連して実施することが求められおり、学習指導要領及び「教育の情報化に関する手引き」で示されている情報モラル教育と関連する各教科の指導内容に留意し、研修カリキュラムを編成する。

- 2) 各学校においては、児童生徒のインターネットや携帯電話等の利用実態について把握し、児童生徒の発達段階、地域や学校の実態に応じた情報モラル教育を校内情報化推進計画に盛り込むことにより、情報モラル教育の確実な実施を図ることが望まれる。各学校において、これらの取組みを促していくために、研修による啓発や市町村教育委員会との連携に努める。

② 情報モラル教育における家庭・地域との連携

【取組み内容】

- 1) 情報モラル教育について家庭・地域と連携した学校内の体制づくりを促進する。
- 2) 学校・保護者が児童生徒の実態等を共有し、トラブル・事件の実例等の情報提供、PTA等と連携した研修会等の実施を促進する。

- 1) 児童生徒が安全にインターネットを利用し、トラブル等に巻き込まれるこ

とを回避する上で、保護者の協力は不可欠であり、情報モラル教育については、保護者への理解啓発に努める必要がある。情報モラル教育について家庭や地域との連携を図るため、各学校に対し、体制づくりに対する理解の促進を図る。

- 2) 情報モラル教育を推進するにあたり、児童生徒のインターネット利用の実態や保護者が利用実態をどの程度把握しているか等、情報や問題を共有することが望まれる。学校と保護者との情報共有の強化に向け、PTA等と連携した研修会等の実施について、市町村教育委員会と連携を図りながら促進に努める。

(4) 校務の情報化の推進

校務の情報化は、教職員が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能にするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間や教員同士が相互に授業展開などを吟味しあう時間を増加させ、ひいては教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである。

そのためには情報共有や校務処理の効率化を支援するためのシステムの導入や教員一人一台の校務用コンピュータの整備等、基盤整備が不可欠である。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
教員一人一台の校務用コンピュータの整備率（％）	85.5	93.0
校務支援システムを導入している学校の割合（％）	48.9	65.0

① 校務用コンピュータの整備

【取組み内容】

校務用コンピュータについて、教員一人一台の整備を行う。

校務用コンピュータは、教材研究、学習指導の準備・評価、電子メール等による連絡等、日々の業務において不可欠なものであり、一人一台の整備を実現する必要がある。平成23年3月現在の本県における整備率は85.5%、個人所有のパソコンを使用している教員の割合は約19.8%となっており、情報セキュリティ確保の観点からも、校務用コンピュータの整備は急務となっている。また、教員一人

一台の整備の早期実現を目指すとともに、OS^{*5}のサポート期限を踏まえ、機器の更新についても計画的に行う必要がある。

② 校務支援システムの充実

【取組み内容】

- 1) 「進路相談支援システム」、「中学校生徒情報管理システム」の機能改善及びヘルプデスクの運営を行う。
- 2) 小学校版校務支援システム、定時制・通信制版校務支援システム、特別支援学校版校務支援システムの構築を行う。

- 1) IT教育センターでは、校務支援システムとして、全日制高等学校向けの「進路相談支援システム」及び中学校向けの「中学校生徒情報管理システム」を開発し、平成23年9月時点で、県立高校60校と公立中学校72校(全155校)に導入されている。また、一部の市町村教育委員会においては、独自で調達した校務支援システムが導入されている。

校務のさらなる効率化や円滑なシステムの運用に向け「進路相談支援システム」及び「中学校生徒情報管理システム」の改修について、必要性を十分に検討しながら対応していくとともに、IT教育センターにヘルプデスクを配置し、システム担当者へ迅速な支援を行う。

- 2) 「教育の情報化ビジョン」に「学校やその設置者が校務の情報化を学校経営の中核と位置づけ(中略)全ての学校に校務支援システム等が普及することが期待される」とある。小学校、定時制・通信制高校、特別支援学校については、全県的に導入可能な校務支援システムの開発に早急に取り組むとともに、必要なハードウェアの整備を計画的に行い、校務の効率的な処理を実現し教育の質の向上を図る。

*5 メモリやハードディスクなどの管理をしたり、アプリケーションを円滑に起動させたり作動させるソフトウェアのこと。パソコンは、OSがあつてはじめて色々な作業ができ、よく知られているものとしては、マイクロソフトのWindowsがある。

(5) 教員のICT活用指導力の向上

本県教員のICT活用指導力については、これまでの情報教育研修の取組みにより一定の成果をあげており、文部科学省による「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」*6（以下、「文部科学省による実態調査」という。）（平成23年3月時点）では、調査の観点となる5つの大項目について、「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合は、全て全国平均を上回っている。

「IT新改革戦略」（平成18年1月：IT戦略本部*7）では、平成23年3月までに「教員のICT活用指導力」の全項目で概ね100%を目指すとしており、教員のICT活用指導力の向上は、本県においても重要課題の一つとして取り組んでいく必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用することができる教員の割合（%）	85.4	100
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合（%）【再掲】	74.5	100
児童・生徒のICT活用を指導することができる教員の割合（%）	72.6	100
情報モラルなどを指導することができる教員の割合（%）	79.1	100
校務にICTを活用することができる教員の割合（%）	80.8	100

*6 文部科学省では、教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、教育施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、昭和62年度から毎年、全公立学校を対象に調査を実施している。

*7 政府は、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」により、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣府に、総理大臣を本部長とし関係大臣で構成されたIT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）を設置した。

① ICT教育研修の充実

【取組み内容】

- 1) 各学校において教育の情報化を促進するため、教育情報化推進リーダーの養成研修を継続実施する。
- 2) 校務支援システム及び校内LAN*8について、各学校での円滑な運用に資する研修の充実を図る。
- 3) 教科「情報」の充実を図るため教科「情報」担当教諭を対象とした研修を実施する。

- 1) 各学校において、情報教育の体系的な取組みや、ICT活用推進の核となる人材として、教育情報化推進リーダーを養成する研修を継続する。
- 2) 校務支援システムや校内LANの運用担当者には、システムや機器の操作法、障害発生時の対応、情報セキュリティに関する基本的な知識等が求められる。各学校で円滑な運用が行われるよう、運用担当者向けの研修の充実を図る。
- 3) 教科「情報」は全ての教科における情報教育の基礎となる科目であり、中学校までの学習内容や各教科・科目との連携、情報モラルの育成など、担当教員が教科の目的を共有し、教科指導を行うことが重要である。
教科目標を意識した優れた実践例や教材の共有化を図り、指導方法の工夫や評価の在り方について研修を実施する。

② 校内研修の推進

【取組み内容】

教員のICT活用指導力を向上させる校内研修の充実への支援を行う。

校内研修の実施にあたっては、「教員のICT活用指導力チェックリスト*9」を積極的に活用して研修のねらいを明確にするとともに、学校の実態に応じて研修形態の工夫に努める必要がある。教育情報化推進リーダーの養成研修等において、校内研修で利用可能な資料等の提供を継続し、校内研修の計画・実施のポイント等の周知を図る。

*8 学校内に敷設されたLAN。

*9 「文部科学省による実態調査」において、教員のICT活用指導力の調査で 사용되는チェックリスト。

(6) 学校におけるICT環境整備

情報教育の充実や各教科等におけるICTの活用促進には、環境整備が不可欠であり、これまでも、国により整備目標が示されてきた。さらに、国においては、児童生徒一人一台の情報端末、デジタル教科書、無線LAN等を活用した授業の在り方について実証研究を行っており、従来の整備目標が大幅に変更されることも予想される。

ICT環境の整備については、国の動向及び時代の進展を注視し効果的なICT活用が図られるよう、計画的に取り組んでいく。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
教育用コンピューター一台あたりの児童生徒数（人／台）	6.4	5.4
普通教室の校内LAN整備率（％）	84.1	100
学校の超高速インターネット*10接続率（％）	60.6	80.0

① 児童生徒用情報端末等の整備

【取組み内容】

児童生徒用の情報端末については、今後の国の方針に基づき、整備へ取り組んでいく。当面は、「IT新改革戦略」による整備水準を目安とし、整備を進める。

児童生徒用の情報端末については、一人一台の配備を想定し、国による実証研究の結果等を踏まえて整備を進める。その際、効果的な活用に向け、デジタル教科書及び電子黒板*11等の掲示機器等も併せて整備を検討する。

「e-Japan戦略」（平成13年1月：IT戦略本部）では、教育用コンピューターについて、各学校単位に、コンピューター教室に42台（特別支援学校では8台）、各普通教室に2台、特別教室等に6台の整備水準が示され、数値目標として、児童生徒5.4人あたりに1台の整備が示された。その後、平成18年1月の「IT新改革戦略」では、普通教室において児童生徒が一人一台あるいは数人に一台で使用

*10 文部科学省では、30Mbps以上の光ファイバ等による回線を超高速インターネットとしている。

1 Mbpsは1000kbps(=100万bps)で、1秒間に100万ビットのデータを送れることを表す。bpsは、通信速度の単位の一つ。1kbpsは1000bpsで、1秒間に1000ビットのデータを送ることを表す。

*11 ボードにプロジェクタで投影する形式、大画面薄型テレビ等のディスプレイを使用する形式等があり、文字や図、イラストなど、ボードあるいは画面上へ書き込んだ内容を電子変換することで、プリンタ出力やデータ保存、スキャン送信等が可能。

するための「クラス用コンピュータ」40台の整備が追加され、数値目標として、児童生徒3.6人あたり1台の整備が示されている。

国により情報端末の整備方針が確定されるまでは、「IT新改革戦略」における整備水準を目安とし、学校の実態に応じて整備を進め、クラス用コンピュータについては、一人一台の整備推進が予想される情報端末との兼ね合いに留意することとする。

教育用コンピュータについては、今後の一人一台の情報端末の配備を念頭におき、段階的な整備として平成28年度までに「e-Japan戦略」が示す水準（児童生徒5.4人あたり1台）の達成を目指す。

② 校内LANの整備

【取組み内容】

全ての普通教室において校内LANの整備を行うとともに、無線LANの整備を推進する。

県立学校では、目標とする校内LANの整備率100%をほぼ達成しているが、市町村の小・中学校では、目標達成に向けた取組みの継続が必要である。

また、今後予想される児童生徒一人一台の情報端末の整備に対応するため、校内無線LANの整備について、セキュリティに留意しながら、計画的に進める必要がある。

③ 超高速インターネットの整備

【取組み内容】

ネットワークを効果的に活用できるよう、超高速インターネット接続への切り替えを促進する。

「IT新改革戦略」では、全ての学校において、超高速インターネットによる接続を目指すとしている。本県においても、動画による教育用コンテンツの円滑な利用やライブ配信*12、テレビ会議*13等のシステムの活用推進に向け、全ての学校において超高速インターネットによる接続を実現する必要がある。

ただし、地域によっては、光通信のインフラが未整備であり、切り替えの促進については、地域の整備状況に応じて進めていく。

*12 リアルタイムで映像をネットワーク上に配信することをいう。

*13 回線により遠隔地を接続し、テレビ（映像と音声）を用いて遠隔地同士で会議を実現するシステム

④ 安全なネットワーク環境の整備

【取組み内容】

- 1) 児童生徒が安心・安全なインターネット環境で学習が行えるように、有害情報のフィルタリング*14及びセキュリティ対策を強化する。
- 2) 県立学校イントラネット*15監視システムを導入し、県立学校イントラネットのセキュリティ向上を図る。
- 3) コンピュータの適正な使用を図るため管理用ソフトの導入を行い、県立学校イントラネットのセキュリティ向上を図る。
- 4) 校内LANの障害に対し迅速に復旧できる体制を整備する。
- 5) 県立学校における無線LANの利用規程を整備し、ネットワーク環境の安全確保を図る。

- 1) IT教育センターにおいて、県立学校で安心・安全なインターネット利用が出来るように一括して有害情報のフィルタリングや外部からの不正アクセスの防止を継続して行う。

各市町村へは、地域センターを拠点とする教育用イントラネットを構築し、一括して有害情報のフィルタリング及びセキュリティ対策を講ずることを促していく。

- 2) 情報セキュリティの向上に向けては、コンピュータウイルス等に感染したコンピュータを迅速に発見し被害を最小限に食い止めるとともに、ウイルス感染による外部ネットワークに対しての攻撃などを未然に防ぐために県立学校イントラネット監視システムを導入・運用する。
- 3) 校内LAN上のコンピュータの監視ソフトを導入し、使用禁止ソフトのインストールの有無やウイルス対策ソフトの更新状況等を把握できる環境を整備し、県立学校における情報セキュリティを強化する。
- 4) 校内LANについては、教育の情報化の進展により、教育活動における依存度が高まっており、安定稼働に向けた対応が必要である。障害発生 of 未然防止及び障害の迅速な復旧の両面から、体制の整備を検討する。
- 5) 無線LANについては、今後利用の拡大が予想される。県立学校においては、早急に利用規程の整備及び周知を行い、ネットワーク環境の安全確保を図る。

*14 インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行うこと。

*15 インターネットの仕組みを利用して、県内の全県立学校とIT教育センターで構築されたネットワーク。

⑤ 学校の支援体制の充実

【取組み内容】

- 1) 県立学校のインターネット接続や校内LANについて、校内LAN担当者を支援するヘルプデスクの運営を継続的に行う。
- 2) 県立学校の校内LANの保守管理について技術者による支援を行う。

- 1) IT教育センターでは、県立学校のインターネット接続を安定して行えるように常設のネットワーク技術者を配置し、システム全体の円滑な運用を図ると共に、校内LANの障害等に対して校内LAN担当者に迅速・適切な支援を行えるようにヘルプデスクの運営を行う。
- 2) 県立学校の校内LANの安定稼働に向け、サーバ等の定期的な保守点検、校内LANの運用に支障が出た場合の迅速な対応、専門的な知識が必要なネットワーク機器等の設定について、ネットワーク技術者が支援を行う体制を維持する。

(7) へき地教育における情報化の推進

島嶼地域にある本県は、平成23年5月1日現在、全小中学校におけるへき地指定校の割合が約40%となっており、ICTの活用は少人数・複式学級における「確かな学力」を育成するための支援策として大いに期待されるものである。少人数・複式学級における学習の集団化や単式化を図り、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、ICTの活用を推進していく必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
少人数・複式学級を有する学校のうち、テレビ会議システム等を活用した集合学習や交流学習の年間指導計画への位置づけを行っている学校の割合（%）	-	100

① 少人数・複式学級におけるICTの活用

【取組み内容】

- 1) 電子黒板、デジタル教科書、児童生徒用端末等、少人数・複式の各教室においてICTの活用を図るための環境を整備する。
- 2) 少人数・複式学級において、各教科等におけるICTを活用した学習活動を全学年の年間指導計画へ位置付ける。
- 3) ICTを活用した少人数・複式学級指導に関する実践事例を周知する。

- 1) 「教育の情報化ビジョン」の「学びの場における情報通信技術の活用」の提案に基づいて、電子黒板、実物投影機等のデジタル機器や、デジタル教科書、デジタルコンテンツ等のデジタル教材及びネットワーク環境等、ICTを適切に活用できる学習環境の整備に努める。
- 2) 少人数・複式学級において、児童生徒に知識・技能を確実に習得させ思考力・判断力・表現力等の育成を図る観点から、各教科等におけるICTを活用した学習活動を、全学年の年間指導計画に適切に位置付ける。
- 3) ICTを活用した少人数・複式学級に関する実践事例について、県立総合教育センターウェブサイト*16での公開や、授業研究会等を通して周知する。

② ICTを活用した交流学习等の推進

【取組み内容】

- 1) 少人数・複式学級において、各教科等におけるテレビ会議システム等ICTを活用した集合学習・交流学习を、全学年の年間指導計画に適切に位置付ける。
- 2) ICTを活用した集合学習・交流学习に関する実践事例を周知する。

- 1) 少人数・複式学級において、活用・探究の学習活動を充実させる観点から、各教科等におけるテレビ会議システム等ICTを活用した集合学習・交流学习を、全学年の年間指導計画に適切に位置付ける。テレビ会議システム等の活用においては、思考力・判断力・表現力等を育成するための言語活動を充実する観点から計画を策定することが望まれる。
- 2) ICTを活用した集合学習・交流学习に関する実践事例について、県立総合教育センターウェブサイトでの公開や、授業研究会等を通して周知する。

*16 ウェブサイトは、インターネット上にあり、特定の関連の下にある複数のウェブページの集まりのことで、単に「サイト」と呼ばれることもある。

③ 教員研修への支援

【取組み内容】

- 1) テレビ会議システムやライブ配信システムを活用した研修・講演会等の配信について、活用の促進を図る。
- 2) 研修のビデオオンデマンド化を進め、コンテンツの充実を図る。

- 1) 離島・へき地における地理的制約から教員の各種研修会の受講を支援する手立てが必要である。そのためにIT教育センターのライブ配信システムやテレビ会議システムを活用し、離島・へき地にいながら研修を受講できるよう支援を行い、教職員の研修機会の拡充を図る。
- 2) ニーズの高い研修については、ビデオオンデマンド化し、離島・へき地による地理的制約から参加出来ない場合でも、インターネットを介して閲覧できるようにする。

(8) 特別支援教育における情報化の推進

特別支援教育における教育情報化を推進し、児童生徒の一人一人の障害や特性に応じてICTを活用することは、各教科や自立活動の指導において極めて有効である。特別支援教育においては、これまでの取組みの実績・成果や時代の進展を踏まえつつ、ICTの活用を一層推進していくことが求められる。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
移動通信システム*17導入済みの特別支援学校及び分教室数（拠点）	1	20

① 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

【取組み内容】

- 1) 携帯型の情報端末について、教材の充実を図るとともに、指導事例の収集・提供を通して活用の推進を図る。
- 2) 特別支援学校において、移動通信システムの整備を進め、校外でのインターネット利用環境を充実させることにより、入院・自宅療養中の児童生徒の学習支援や校外での学習における指導の充実を図る。

*17 自動車電話や携帯電話のように、通信する端末の片方あるいは両方が移動可能な通信を行う仕組み。専用の通信機器をパソコン等に接続し、携帯電話回線を通じてインターネットを利用することができる。

- 1) 県教育委員会においては、平成22年度に特別支援学校に整備した携帯型の情報端末の活用推進に向け、平成23年度、教育用ソフトウェアの開発を進めている。当該ソフトウェアを含め、教材や活用方法に係る情報を収集し、I T教育センターにおける「教育情報共有システム」への登録や教員研修等での紹介等により、教員に対する周知及び携帯型の情報端末を活用するための知識・技能の習得を図る。
- 2) 移动通信システムの活用については、校外での学習においてインターネットの利用が可能となるだけでなく、病院、自宅においては、テレビ会議システムによる授業等への参加も可能となる。また、就業体験、修学旅行等、校外での学習活動において、学校とリアルタイムに連携を図ることにより、社会自立へ向けた、より充実した指導も可能となる。特別支援学校における移动通信システムの整備を推進するとともに、活用方法の情報収集及び周知により、活用の推進を図る。

(9) 本県情報産業を担う人材育成の方策推進

専門高校等においては、産業技術教育センター*18との連携・協力の下、I C Tの進展に対応した教育実践が展開され、高度な資格取得や情報関連企業への就職等で成果をあげている。

しかし、情報産業の構造変化や求める人材の多様化、細分化、高度化に柔軟に対応するためには、産業技術教育センターが実施する教員研修や、専門高校等における実践的な教育活動等の充実を図ることが重要となる。

そのため、産業技術教育センターや専門高校等においては、地域との連携・協力を深め、最新かつ高度な専門知識や技能を有する技術者の活用を促進するとともに、高度なI C Tの進展に対応した施設・設備を計画的・体系的に充実させる必要がある。

① 産業界との連携促進

【取組み内容】

産業技術教育センターや専門高校等においては、情報産業及び関係機関との連携・交流を一層深め、教員研修の充実や専門高校等における実践的な教育活動等の充実を図る。

*18 県立総合教育センターに設置されている「産業教育班」では、産業界における技術革新に対応した教育を行うための環境整備や教育方法の工夫改善に資する教員研修等を所掌し、併せて生徒が実習などを行うための産業教育共同利用施設として、本県における産業技術教育のセンター的役割を担っている。沖縄県立教育機関組織規則において、産業教育班（産業技術教育センター）と明記されている。

産業技術教育センターは、地域との連携・協力を深め、最新かつ高度な専門知識や技能を有する技術者を、教員研修の人材育成に導入・連携で活用する。また、専門高校等においても、体験的な学習及び現場実習等の教育活動に、最新かつ高度な専門知識や技能を有する技術者を外部人材として活用する。

さらに、専門高校等においては、情報産業を担う人材育成の充実を図るため、地域の企業等と教員が交流を行い、情報産業が学校現場に求めるニーズ等を把握し、実践的な教育活動の充実を図って行く必要がある。

② 教員の専門性向上

【取り組み内容】

- 1) 産業技術教育センターは、情報産業における最新かつ高度な専門的知識や技能に対応するため、教員研修の内容を充実させ、教員の専門性や指導力の向上を図る。
- 2) 教員の経験年数に応じた研修の充実を図るため、地域の企業等との交流を計画的・継続的に実施し、教員の専門性や指導力の向上を図る。

- 1) 産業技術教育センターは、最新かつ高度な専門的知識や技能を有する技術者を、様々な教員研修において、人材育成を図るための導入・連携に活用し、研修の充実を図る必要がある。
- 2) 情報産業の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応できる教員の育成を図るために、5年研や10年研などの経験者研修において、地域の企業等との交流を計画的・継続的に実施し、企業等の現状や求められる知識・技能を認識することで、教員の専門性等の向上を図る必要がある。

③ 高度なICTを習得できる環境整備

【取り組み内容】

- 1) 産業技術教育センターは、教員の専門性や指導力の向上を目的とした研修の充実を図るため、高度なICT関連設備を計画的に更新する。
- 2) 専門高校等においても、情報産業を担う人材育成を目指した教育実践の充実を図るため、高度なICTの進展に対応した施設・設備等の充実を図る。

- 1) これからの教育活動を実践して行う上で、情報産業の構造変化や求める人材の多様化、細分化、高度化に柔軟に対応した、知識・技能の習得が必要不可欠である。そのため、産業技術教育センターが実施する教員研修や生徒実習の充実を図るためには、情報産業の進展やニーズに対応した、最新かつ高

度な知識・技能の習得が可能な、施設・設備を計画的・体系的に充実させる必要がある。

- 2) 専門高校等における実践的な教育活動の充実等を図るために、情報産業の進展やニーズに対応した、最新かつ高度な知識・技能の習得が可能な、施設・設備を計画的・体系的に充実させる必要がある。

(10) 教育委員会・学校における情報化の推進体制の強化

学校における教育の情報化を着実に推進していくためには、学校及び教育委員会において組織的・継続的・計画的に施策等に取り組むことが望まれる。各学校及び各市町村教育委員会において、体制の整備を促進することにより、教育の情報化へ向けた取組みのさらなる充実を図ることができる。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
校内情報化推進計画を策定している学校の割合（％）	-	100
ウェブサイトを開設している学校の割合（％）	97.2	100

① 情報化を推進する校内体制の整備の促進

【取組み内容】

- 1) 学校の情報化の重要性・必要性及びC I O^{*19}機能について周知を図る。
- 2) 校内情報化推進計画の策定を促し、各学校の情報化の着実な実施を図る。
- 3) 情報セキュリティの確保に向け、校内の情報セキュリティの管理体制の整備を図る。
- 4) 各学校の情報セキュリティ対策について監査を実施し、取組みの徹底を図る。
- 5) 教育の情報化推進に向けて学校管理者や学校C I Oを対象とした研修を実施する。

- 1) 学校C I Oを中心とした校内の情報化推進体制の構築を推進するため、学校の情報化の重要性・必要性及びC I O機能について周知を図る。
- 2) 各学校において、学校C I Oのリーダーシップのもと校内情報化推進計画を

*19 学校の情報化を進める際の統括責任者（Chief Information Officer）。「学校のICT化のサポート体制のあり方に関する検討会」報告書では、校長、副校長・教頭が任にあたるよう提言されている。

策定し、校内の情報化の着実な実施が図られるよう周知する。

- 3) 校内ネットワークについては、情報セキュリティが確保されるよう、徹底した管理がなされる必要がある。学校ごとにセキュリティレベルの違いが生じないよう、各学校において、管理責任の所在を明確にした体制図等を校内情報化推進計画に盛り込み、組織的な取組みが推進されるよう、理解啓発を図る。
- 4) 県立学校における情報セキュリティが確保されるよう、ウイルス対策の状況やソフトウェア、ハードウェアの管理状況等について県教育委員会による監査を行い、学校に対し、情報セキュリティに係る意識の高揚を図る。
- 5) 学校の情報化については、組織的・継続的な取組みが必要であり、その促進に向け、学校C I Oや管理者向けの研修の充実を図る。

② 学校ウェブサイトの開設及び更新の促進

【取組み内容】

- 1) 学校ウェブサイト開設・更新の意義と留意点について周知を図る。
 - 2) 個人情報の適正な取扱いについて理解・啓発を図り、学校ウェブサイトが適切に運用されるようにする。
- 1) 学校ウェブサイトによる積極的な情報発信は、保護者や地域にとって日々の教育活動を知り、学校を理解するための貴重な情報源となり、学校が説明責任を果たすための手立てとすることができる。
全ての公立学校においてウェブサイトが開設されるよう、開設の意義について周知を図る。さらに、県立学校においては、学校の実態に応じてCMS^{*20} (Contents Management System) の活用等を促すなど、学校ウェブサイトの充実と更新率の向上に努める。
 - 2) 学校ウェブサイトの開設・更新にあたっては、個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令等を遵守し、適正な取扱いに細心の注意を払う必要がある。個人情報の適正な取扱いについて理解啓発をはかり、校内の管理規程等に基づき学校ウェブサイトが適切に運用されるよう管理体制の確立を図る。

*20 ウェブサイトを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に管理し、配信などの必要な処理を行うシステムの総称。専門的な知識がなくても、テキストや画像などを用意できれば、ウェブサイトの更新が行えるように工夫されている。

③ 市町村教育委員会における体制整備の促進

【取組み内容】

市町村教育委員会において、学校における情報化を推進するための体制整備の促進を図る。

文部科学省による「学校のICT化のサポート体制の在り方に関する検討会」報告書（平成20年3月）では、学校の情報化について、統括的な責任を有する教育CIOを教育委員会に置き、教育CIOにより、ビジョンの構築及び施策の進捗管理を行うことが提言されている。

県教育委員会では、教育の情報化に係る計画策定や事業の実施に係る総合調整等を行う組織として「教育情報化推進委員会」が設置されており、当委員会の委員長が教育CIOの役割を担っている。市町村においては、平成23年4月の時点で、41市町村中、1市1村が教育CIOを置いている。

県教育委員会としては、全市町村教育委員会において以下の取組みが実現されるよう、連絡会議等を積極的に活用し、体制整備の必要性について理解の促進に努める。

- 1) 教育CIOの配置
- 2) 情報化を推進するための組織の設置
- 3) 教育情報化推進計画の策定
- 4) 情報セキュリティに関する諸規程の整備

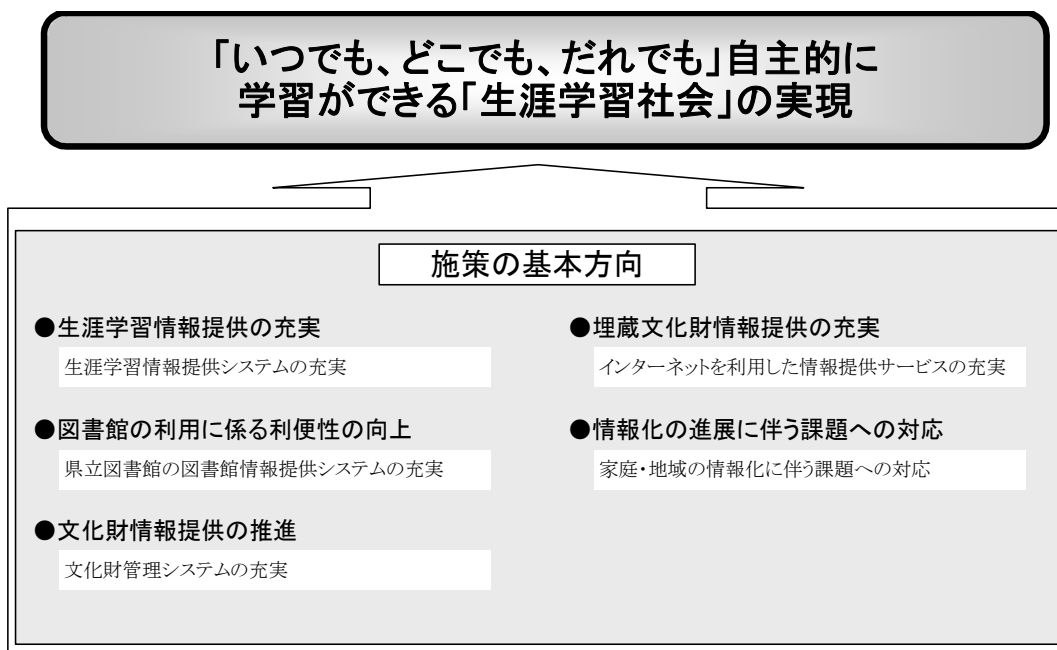
Ⅲ 社会教育分野

1 情報化の目的

情報化、グローバル化、少子高齢化等、社会が急速に変化し、一人一人の価値観が多様化する中、生涯学習の果たす役割は大きく、「いつでも、どこでも、だれでも」自主的に学習ができる「生涯学習社会」の実現が求められている。

このような社会の実現に向け、生涯学習情報、図書館サービス及び文化財情報の充実に努めるとともに、ICTの持つ即時性、広域性を活かした情報提供システムの充実に図る必要がある。

社会教育分野における取組みの概念図



2 施策の展開

(1) 生涯学習情報提供の充実

潤いと生きがいのある生涯学習社会を実現するためには、国・県・市町村や関係機関との連携強化を図り、生涯学習に関する情報の収集及び県民への情報発信を一層進めていくことが求められており、県民の多様化・高度化する学習ニーズに応える必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
生涯学習情報の登録数（件）	19,312	25,000
情報提供機関数（機関）	135	185
沖縄県生涯学習情報プラザのアクセス数（件）	38,695	42,000

① 生涯学習情報提供システムの充実

【取組み内容】

- 1) 国・県・市町村の生涯学習施設、機関・団体、高等教育機関、民間教育事業者等が持っている生涯学習に関する情報を収集、体系化し、ウェブサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」を通して、県民へ生涯学習情報を提供する。
- 2) 遠隔講義配信システムの導入に向けて、調査研究に努める。

- 1) 県教育委員会では、平成17年度からウェブサイト「沖縄県生涯学習情報プラザ」を供用し、県民に向け生涯学習情報の提供を行っている。時代とともに変化し多様化する学習ニーズへ対応するためには、広範な情報を鮮度に留意しながら収集、管理する必要がある、生涯学習に係る団体・機関等から幅広く情報収集に努め、「沖縄県生涯学習情報プラザ」の一層の充実を図る。
- 2) 生涯学習の推進にあたっては、提供サービスの地理的制約を軽減する効果的な手立てとして、情報通信ネットワークの活用が考えられる。県内のどの地域からも、生涯学習に関する講義コンテンツ等が利用できるシステムについて、調査研究に努める。

(2) 図書館の利用に係る利便性の向上

図書館は、地域住民の情報基盤であり、豊かな地域文化の土壌となる施設であるが、とりわけ、県立図書館には本県の「知の拠点」として、県民の主体的な生涯学習や文化活動を広く支援することが求められている。

しかし、来館しなければその機能とサービスを楽しむ従来型図書館では、地理的、時間的、経済的な制約による利用の格差が生じてしまうため、ICTを活用し、図書館に係るサービスの地域格差改善を図る必要がある。また、来館利用者についてもICTを活用した利便性の向上により、より一層活用を促す必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
貴重資料デジタルアーカイブの公開点数（点）	610	820
レファレンス事例公開件数（件）	261	350
インターネット貸出予約件数（件）	1,192	1,600

① 県立図書館の図書館情報提供システムの充実

【取組み内容】

- 1) 遠隔地からの利用を促進するため、市町村立図書館等を窓口にした、貸出・返却手続きが可能なシステムを整備するとともに、貴重資料デジタルアーカイブサイトや、ウェブサイトへのレファレンス事例の掲載を充実する。
- 2) 来館利用者の利便性向上のため、携帯電話やインターネットから貸出予約手続きや貸出延長手続きを行えるようにし、利用の拡大を図る。

- 1) 図書館を利用する際に生じる疑問や問題解決に向け利用者が図書館に望む支援に対応するため、県立図書館では関連する情報を蓄積し、レファレンス事例としてウェブサイト上で公開している。また、インターネットによる蔵書の貸出・返却への対応やデジタルデータ化された貴重資料をウェブサイト上で公開する等、ICTの活用が進められている。
- 2) 今後、さらなる利便性の向上に向け、レファレンス事例やデジタルデータ化された貴重資料等、既存サービスに係る情報の質的・量的な充実を図るとともに、インターネットからの貸出予約・貸出延長の手続きや市町村立図書館等を窓口とした貸出・返却の手続きの実現を図る。

(3) 文化財情報提供の推進

文化財管理システムは文化財課にある国・県指定の文化財台帳にかかる様々な情報をデータベース化するもので、課内の文化財情報を一元的に管理し、事務の効率化を図る必要性があるとともに、一般県民に文化財情報を提供するためには文化財管理システムをさらに充実化することが必要である。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
文化財詳細・画像情報の公開件数（件）	-	407

① 文化財管理システムの充実

【取組み内容】

文化財情報の提供サービスの向上に向け、文化財情報のデータ・画像の整理及びシステムの整備の推進を図る。

現在の文化財管理システムは課内業務用である。システムの利便性の問題と、ウェブサイト上では文化財の検索システムの提供や画像情報の公開がされていない課題があることから、文化財に関する利用可能な情報を発信するためには、文化財詳細情報の内容や画像を整備しつつ、公開可能なデータに分けて整理する作業が必要がある。

また、現システムでは文化財情報の公開に向けて、性能的に限界もあることから、システムの拡充等を検討する。

これらの取組みを通して、県の保有する407点の文化財に関する詳細情報・画像情報を教育委員会のウェブサイトで公開することを目指す。

(4) 埋蔵文化財情報提供の充実

近年、パソコンや各種携帯情報端末等を利用したインターネット情報提供サービスはめまぐるしく進化しており、埋蔵文化財センターにおいても、ウェブサイトや「沖縄県公開用地図情報システム*21」による情報提供サービスの拡充に関して県民のニーズに応える必要がある。また、インターネットを利用した電子申請に関しても沖縄県の多くの機関で始まっており、県民の利便性向上及び行政事務の効率化のため、埋蔵文化財センターにおいても導入の必要性が高まっている。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
埋蔵文化財センターへの各種申請の総件数における電子申請の割合（%）	-	50

① インターネットを利用した情報提供サービスの充実

【取組み内容】

ウェブサイトを利用した埋蔵文化財情報の提供及び「沖縄県公開用地図情報システム」を利用した遺跡分布情報の提供の充実を図る。また、インターネットを利用したイベント情報の拡充や、「沖縄県電子申請システム*22」を利用した各種申請の電子化を促進する。

埋蔵文化財センターのウェブサイト及び「沖縄県公開用地図情報システム」による情報提供に関して、これまでに蓄積された電子データ資料に加えて未整理分の電子データ化を進め、公開範囲や公開方法を検討しながらインターネットによる情報提供サービスを拡充していく。

また、施設見学等の各種申請に関して、平成23年度においては電話・FAX等で受付している。平成24年度以降は、インターネット未利用者へ配慮して電話等による受付も残しながら、「沖縄県電子申請システム」による申請受付を段階的に開始し、平成28年度末までに電子申請システムの割合が全申請の50%以上になることを目標とする。

*21 インターネットにより、沖縄県の様々な行政情報を地図上に重ね合わせて閲覧できるシステム。埋蔵文化財に関連する情報として、県内における遺跡の分布状況を地図上で閲覧することができる。

*22 県民等に対し、沖縄県への申請手続きをオンラインで行うサービスを提供するシステムであり、平成16年度から稼働している。

(5) 情報化の進展に伴う課題への対応

インターネットが広く社会に普及している現状に鑑み、家庭や地域に対する情報モラルの理解・啓発については、全ての地域を網羅する形で継続的に取り組まれることが求められている。

よって、情報モラルに対する学習の推進について、家庭、地域及び学校と連携し、理解・啓発を行う必要がある。

① 家庭・地域の情報化に伴う課題への対応

【取り組み内容】

- 1) 家庭や地域に対し、関係機関のウェブサイトの紹介や講演会等における情報提供等を行ない、情報モラル学習と有害情報対策に関する広報・啓発に努める。
- 2) 社会教育及び地域の情報化を推進するリーダーの養成を図るとともに、各地域における情報化に関する研修会等の実施を促進する。

- 1) 近年、趣味や嗜好、出身校等のつながりにより構築されるコミュニティ・サイトである SNS (Social Networking Service) の利用が拡大している。かつて、出会い系サイトで知り合った大人との接触が、インターネットに起因するトラブルとして大きな社会問題であったが、今日では、接触のきっかけとして、SNS を悪用したケースが増加している。このように、インターネット上では次々と新たなサービスが提供され、児童生徒が安全に利用するために必要とされる情報も絶えず変化している。

よって、家庭や地域において情報モラル学習の啓発を図るために関係機関のウェブサイトの紹介や講演会等により、現状に即した情報の提供に努める必要がある。

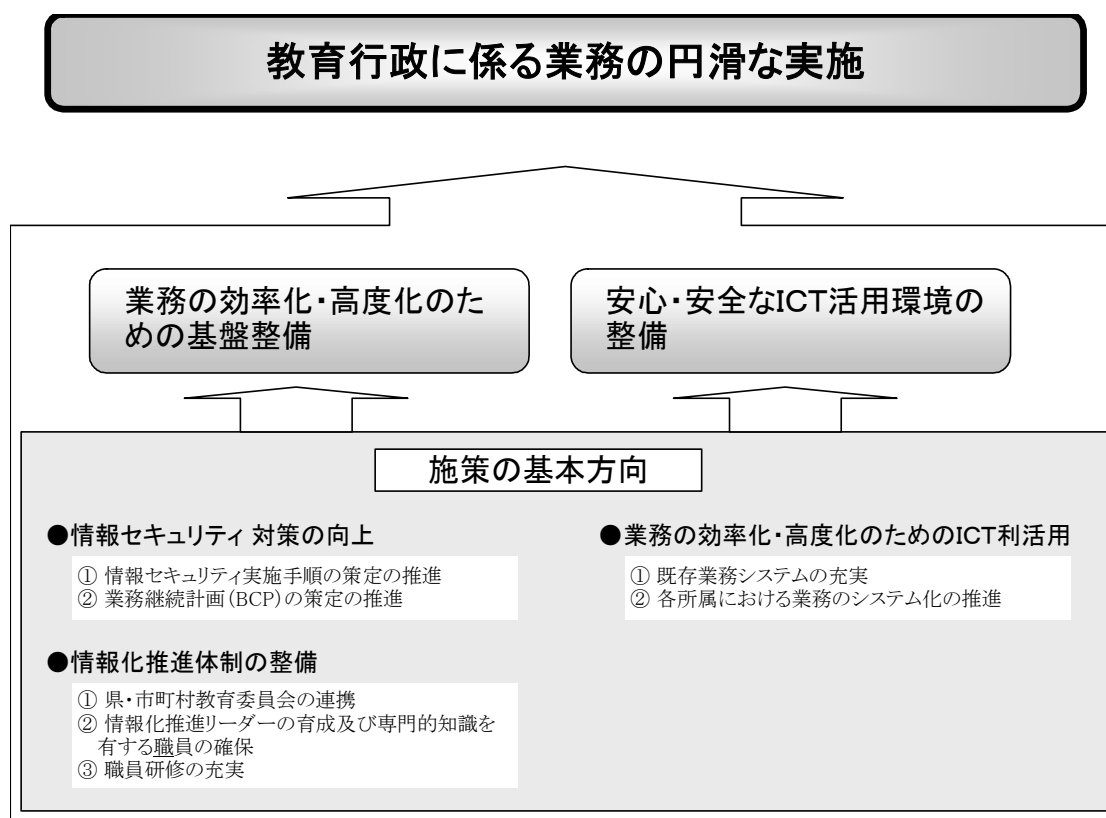
- 2) 地域の情報化を推進するリーダーを養成することにより、地域による主体的な取り組みを促す。

IV 教育行政分野

1 情報化の目的

教育行政における業務について、ICTを活用して効率的かつ迅速に行うための基盤整備を進め、学校教育分野、社会教育分野における情報化への取組みの円滑な推進に資する。情報化の推進にあたっては、情報セキュリティの強化へ併せて取組み、安心・安全にICTが活用できる環境の整備を図る。

教育行政分野における取組みの概念図



2 施策の展開

(1) 情報セキュリティ対策の向上

情報化の進展に伴い、業務におけるICTへの依存度が高まる一方で、コンピュータウイルス、不正アクセス、情報漏えい等の情報セキュリティのリスクが増大しており、安心・安全にICTを活用できる環境を整備する必要がある。

活動指標（単位）	現状値 (H22年度)	目標値 (H28年度)
情報セキュリティ実施手順の策定率（％）	-	100

① 情報セキュリティ実施手順の策定の推進

【取組み内容】

教育庁内で稼働する情報システムについて、情報セキュリティ実施手順の策定を推進する。

情報セキュリティの向上に向け、「沖縄県行政情報化推進計画（平成21年度～平成25年度）」では、庁内の情報システムについて、情報セキュリティ実施手順の策定を推進するとしている。教育委員会においても、情報セキュリティ実施手順の策定率100%を目指す。

② 業務継続計画（BCP^{*23}）の策定の推進

【取組み内容】

停止による業務への影響が大きい情報システムについて、県の方針に基づき、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

教育庁内LANや全庁的に利用される業務システム等、停止による影響が大きい情報システムについては、緊急時における情報システム及びデータの保全や復旧に係る検証を行い、県の方針に基づき、優先して業務継続計画（BCP）の策定へ取り組む。

*23 Business Continuity Planの略で、台風や大地震などの自然災害や火災などの不測の緊急事態により、情報システムに障害が発生した場合であっても、損害を最小限にとどめつつ、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

(2) 情報化推進体制の整備

教育の情報化を推進するには、組織的・計画的に施策に取り組む必要があり、そのための組織体制の整備は不可欠である。また、県全体としての情報化を推進するためには、国及び県の施策の方向性や各市町村の取組み状況等を共有し、効果的に施策を展開する必要がある。

① 県・市町村教育委員会の連携

【取組み内容】

市町村教育委員・教育長研修会等において、教育の情報化の必要性や国及び県の施策等について説明を行い、共通理解を深める。

市町村教育委員・教育庁研修会等の既存の他、市町村教育委員会の担当者を対象として連絡協議会を開催し、情報の共有を図る。

② 情報化推進リーダー^{*24}の育成及び専門的知識を有する職員の確保

【取組み内容】

- 1) 情報化推進リーダーの育成に向けた研修を継続するとともに、内容の充実を図る。
- 2) 専門的知識を有する人材の確保に向け、職員配置への配慮を継続する。

教育行政分野における情報化を円滑に推進するために、教育庁各課には、情報化推進リーダーが配置されている。今後も、情報化推進リーダーに対する研修を継続し、内容については、現在網羅されている基本的な事項に加え、情報化の計画に基づいた時宜を得た課題を盛り込み、充実を図る。

また、情報化の推進においては、専門的知識を有する職員の確保が必要であり、職員配置への配慮については、今後も継続していく。

*24 平成11年度に施行された「沖縄県情報化推進リーダー設置要領」に基づき、各所属ごとに配置されており、ネットワークに関する指導やパソコンの活用、障害時の連絡調整など、情報化取組みに係る支援を行っている。

③ 職員研修の充実

【取組み内容】

- 1) 新規採用職員研修会において、情報化に関する講座を継続するとともに、情報セキュリティに関する内容の充実を図る。
- 2) 職員の情報リテラシー^{*25}の向上、情報セキュリティの強化、情報システム調達に係る留意事項の周知について、関連する職員への研修を実施する。

毎年実施している新規採用職員研修会においては、情報関連の講座を設定し、業務上必要となる情報システムの概要や情報の保全等を中心に説明を行っている。今後も当該講座を継続するとともに、情報セキュリティへの脅威が増大している情勢を踏まえ、関連した内容を充実させていく。

情報システムについては、平成23年度より、その適正な調達のあり方を定めたシステムガイドラインに基づき、調達に係る事務を行うこととしている。システムガイドラインの円滑な運用に向け、関係する職員への研修を実施する。

なお、ワープロ、表計算、データベース等の基礎的な情報技術に関する研修については、これまで通り自治研修所で実施される研修等も活用する。

(3) 業務の効率化・高度化のためのICT利活用

これまでも、情報化による業務の効率化・迅速化が図られ、ICTの活用は、業務に欠かせないものとなっている。今後も、業務のさらなる効率化や業務システム等の利便性の向上を目指し、教育行政における情報化を推進していくことが望まれる。

① 既存業務システムの充実

- 1) 沖縄県新体力テスト・泳力テストシステム

【取組み内容】

OSやデータベースソフトのバージョン等の更新に対応できるよう、システムの改修を検討する。

本システムは、市販のデータベースソフトをベースに稼動しているが、最新版での動作については未確認である。バージョンアップ等による不具合の調査、課題への対応を協議し、継続してシステムを活用できるよう取り組む。

*25 コンピュータやネットワーク等を活用して、情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

2) 栄養管理システム

【取組み内容】

OSの更新に対し、今後もシステムが継続的に活用できるよう検討する。

県職員用のパソコンは、平成26年度までに、新しいOSへの移行が予定されている。本システムについては、OS移行後の動作が未確認であるため、継続してシステムを活用できるよう課題の調査等、対応に取り組む。

3) 教員免許管理システム

【取組み内容】

今後もシステムが継続的に活用できるよう、教員免許管理システム運営管理協議会（各都道府県参加）で検討を行う。

現在のシステムが、県職員用パソコンのOS移行後の動作を保証していないため、支障なく稼動するか不明である。今後、システム運営協議会で、OS移行による不具合の調査、課題への対応を協議し、継続してシステムを活用できるよう取り組んでいく。

4) 営繕業務支援システム

【取組み内容】

利便性の向上等に向けたシステムの充実等を検討する。

営繕業務支援システムは、市販のデータベースソフトを使用しており、今後、OSの変更やソフトのバージョンアップ等に併せて、さらなる利便性の向上及び業務効率化等に向けたシステム充実等を検討する。

5) 人事情報管理システム

【取組み内容】

OSに依存しない形態への移行を検討・推進する。

人事情報管理システムの端末側システムは、現行OSでのみ動作可能となっており、予定されている県職員用パソコンのOS移行への対応が必要である。今後のサーバの更新計画を踏まえ、Web型での構築も含めて、OSへ依存しないシステムへの移行を検討する。

② 各所属における業務のシステム化の推進

【取組み内容】

- 1) 県が取り組んでいる市町村への権限移譲について、移管する業務の効率化・迅速化に向け、システム化の検討・推進を図る。
- 2) 職員の勤務管理や異動希望調査について、業務の効率化・迅速化を図るためシステム化を推進する。
- 3) 業務の効率化・高度化に向け、システムの導入について検討する。

- 1) 県では、行政改革の取組みの一環として、市町村への権限移譲を進めている。権限移譲に伴い移管する業務について、システム化の検討・推進を行い、効率化を図る。
- 2) 異動希望調査業務を行うための「自己申告システム」は、平成23年度、「勤務管理システム」は、平成24年度からの運用開始を予定している。これらのシステムは、平成25年度に更新が予定されており、調達に向け計画的に取り組んでいく。
- 3) 業務システムについては、一般的に導入・運用コストを要するが、業務の効率化により、長期的には事業運用費を縮減できる可能性もある。教育庁各所属においては、システム化による業務の効率化・高度化の可能性を検討し、必要に応じてシステム化を推進する。

V 情報化推進計画表

1. 学校教育分野

取り組みの内容	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
(1) 教科指導におけるICTの活用促進					
各教科等におけるICT活用の促進	効果的なICT活用方法の収集・提供				
	デジタル教科書等の情報収集				
	年間指導計画へのICT活用の位置づけの促進				
(2) 情報教育の体系的な推進					
① 各校種のつながりを踏まえた情報教育の充実	情報活用能力の到達目標の研究	情報活用能力の到達目標の周知			
	指導事例等の収集・提供				
	校内情報化推進計画の策定及び計画に基づく情報教育の推進				
② 情報活用能力等に関する実態調査に基づく指導改善		情報活用能力指標の開発	実態調査実施(周知・試行)	実態調査実施	
(3) 情報モラル教育の推進					
① 情報モラル教育の充実について	研修内容の検討・実施	研修の実施			
	② 情報モラル教育における家庭・地域との連携	校内情報化推進計画策定促進	校内情報化推進計画に基づく取り組みの情報モラル教育の実施状況調査		
(4) 校務の情報化の推進					
① 校務用コンピュータの整備	一人一台の目標達成に向けた整備				計画的な更新
	② 校務支援システムの充実				
進路相談支援システムの機能改善					
進路相談支援システムに係るヘルプデスクの運営					
中学校生徒情報管理システムの機能改善					
小学校版システムの開発					
定時・通信制版システムの開発					
特別支援学校版システムの開発					
(5) 教員のICT活用指導力の向上					
① ICT教育研修の充実	情報化推進リーダーの養成研修の実施				
	校務支援システム・校内LAN運用研修の実施				
② 校内研修の推進	教科「情報」に係る研修の実施				
	学校管理者等を対象とした「教育の情報化」啓発に係る研修の実施				
(6) 学校におけるICT環境整備					
① 児童生徒用情報端末の整備	目標達成に向けた整備				
	児童生徒一人一台の情報端末の整備の検討・推進				
② 校内LANの整備					
③ 超高速インターネットの整備					
④ 安全なネットワーク環境の整備	フィルタリング・セキュリティの強化				
	ネットワーク監視システムの導入・運用				
	PC管理用ソフトウェアの導入の検討・推進				
	緊急時の復旧体制の整備				
	無線LAN 規程整備				
⑤ 学校の支援体制の充実	ヘルプデスクの運用				
	校内LANの保守管理				

取り組みの内容	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
(7)へき地教育における情報化の推進					
① 少人数・複式学級におけるICTの活用	電子黒板・デジタル教科書・児童生徒用端末等の整備の検討・推進				
	年間指導計画へのICT活用の位置づけの促進				
	実践事例の周知				
② ICTを活用した交流学习等の推進	年間指導計画への位置づけの促進				
	実践事例の周知				
③ 教員研修への支援	研修のビデオオンデマンド化・配信の推進				
	研修のライブ配信の推進				
(8)特別支援教育における情報化の推進					
一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進	携帯情報端末の活用事例の収集・周知・教員研修の実施				
	移動通信システムの整備				
	移動通信システムの活用事例の収集・周知				
(9)本県情報産業を担う人材育成の方策推進					
① 産業界との連携促進	外部人材を活用した教育研修の推進				
	外部人材を活用した教育活動の推進				
	情報産業を担う人材育成に向けた教育課程の編成				
② 教員の専門性向上	専門的な知識・技能を有する者による講習会の実施				
	教員の産業現場における実践的研修				
③ 高度なICTを習得できる環境整備	産業技術教育センターの設備の更新				
	専門高校の施設・設備の更新				
(10)教育委員会・学校における情報化の推進体制の強化					
① 情報化を推進する校内体制の整備の促進	校内情報化推進体制整備及び情報セキュリティ管理体制整備の必要性の周知				
	校内情報化推進体制の整備の推進				
	校内情報化推進計画の策定の推進				
	セキュリティ対策に係る監査の実施				
② 学校ウェブサイトの開設及び更新の促進	学校ウェブサイトの開設・更新の啓発及び実態調査				
③ 市町村教育委員会における体制整備の促進	市町村教育委員会への連絡会議等での施策説明				

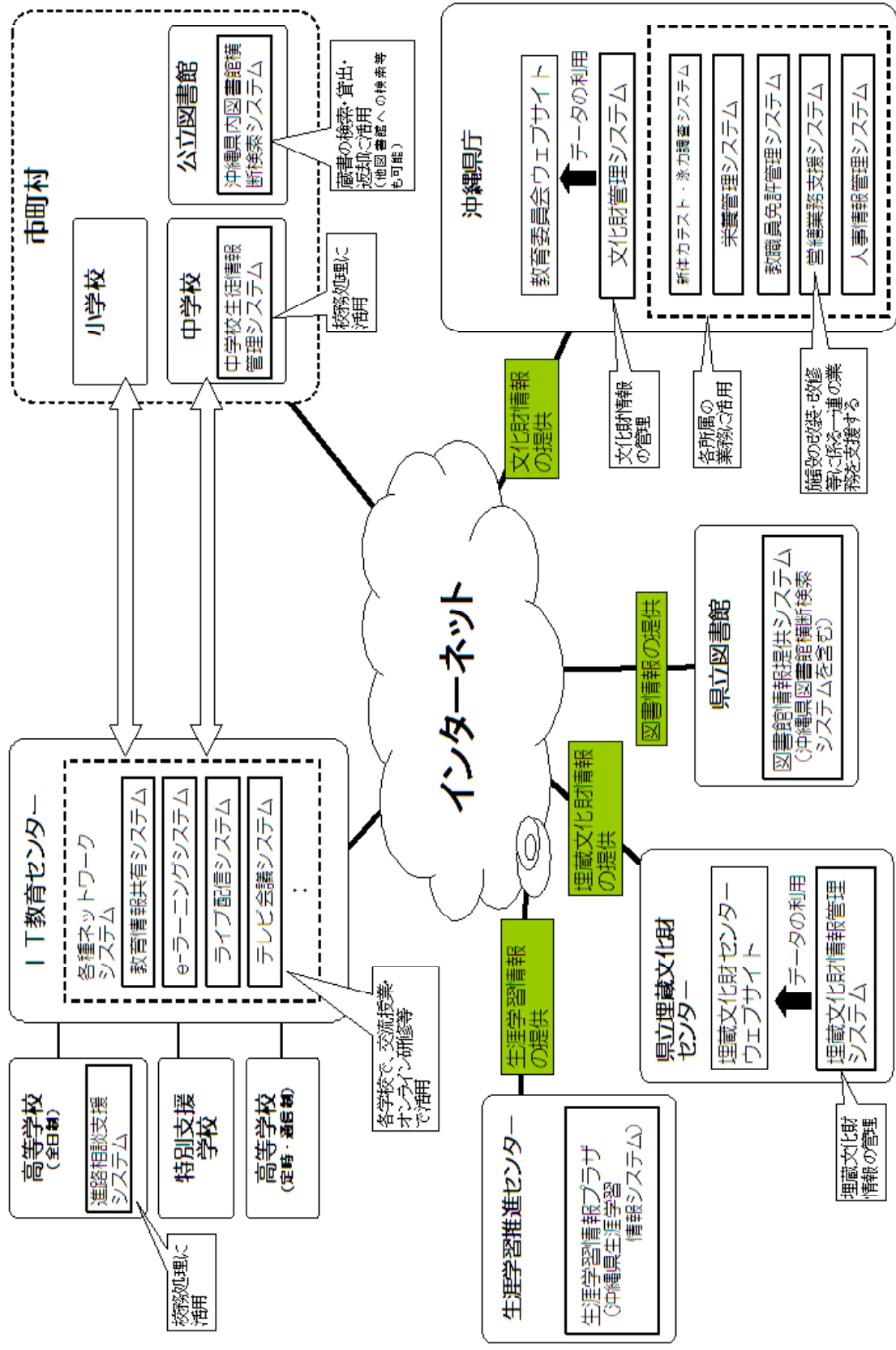
2. 社会教育分野

取り組みの内容	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
(1) 生涯学習情報提供の充実					
生涯学習情報提供システムの充実	生涯学習情報の収集及び提供の充実				
	県民へのシステム活用の促進				
	遠隔講義配信システムの調査・研究	遠隔講義配信システムの整備	遠隔講義配信システムの供用		
(2) 図書館の利用に係る利便性の向上					
県立図書館の図書館情報提供システムの充実	遠隔地利用システム及び運用体制の整備				
	デジタルアーカイブ及びレファレンス事例のWebページ公開の充実				
	県民へのシステム活用の促進				
(3) 文化財情報提供の推進					
文化財管理システムの充実	文化財情報公開用のデータ・画像の整理	文化財情報公開のためのシステム整備	文化財情報の公開		
(4) 埋蔵文化財情報提供の充実					
インターネットを利用した情報提供サービスの充実	埋蔵文化財情報及び遺跡分布情報の提供の充実				
	インターネットを利用した電子申請の促進				
(5) 情報化の進展に伴う課題への対応					
家庭・地域の情報化に伴う課題への対応	情報モラル等に関する諸情報の提供				
	情報モラル等に関する研修会等の促進				
	情報教育指導者の養成				

3. 教育行政分野

取り組みの内容	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
(1) 情報セキュリティ対策の向上					
① 情報セキュリティ実施手順の策定の推進	教育庁内システムの情報セキュリティ実施手順の策定推進				
② 業務継続計画(BCP)の策定の推進	業務策定計画(BCP)策定に向けたセキュリティ方針の検討		業務策定計画(BCP)の策定		
(2) 情報化推進体制の整備					
① 県・市町村教育委員会の連携	市町村教育委員会・教育長研修会等における施策等の説明				
② 情報化推進リーダーの育成及び専門的知識を有する職員の確保	情報化推進リーダー向けの研修会の実施				
	専門的知識を有する職員の確保				
③ 職員研修の充実	新規採用職員研修会における情報関連講座の実施				
	システムガイドラインに係る研修の実施				
	情報リテラシー・情報セキュリティに係る研修の実施				
(3) 業務の効率化・高度化のためのICT利活用					
① 既存業務システムの充実					
1) 沖縄県新体カテスト・泳カテストシステム	システム改修の検討・バージョンアップ等への対応				
2) 栄養管理システム	OS移行に対するシステムの動作検証及び継続利用へ向けた対応				
3) 教員免許管理システム	OS移行に対するシステムの動作検証及び継続利用へ向けた対応				
4) 営繕業務支援システム	利便性向上に向けたシステムの充実検討				
5) 人事情報管理システム	OS移行への対応		▲ サーバの更新		
	Web型システムへの移行検討・推進				
② 各所属における業務のシステム化の推進					
1) 権限移譲に係るシステム導入の検討・推進	権限移譲に係るシステム化の検討・推進				
2) 勤務管理システム 自己申告システム	システムの運用				
	システムの更新準備		▲ サーバの更新		

沖縄県教育委員会における各種システムの相関図



沖縄県教育情報化推進計画（平成24年度～平成28年度）

発行 平成24年3月

沖縄県教育庁総務課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098(866)2705

FAX：098(866)2710

URL：<http://www-edu.pref.okinawa.jp>
